

後期高齢者医療制度短期証、「交付理由の検討が必要」と答弁

長野市議会 3月例会・共産党滝沢真一議員・代表質問への竹内保健福祉部長・答弁

長野地区社保協と高齢者福祉課の懇談を反映、短期証発行に一定の歯止めとなる可能性

3月1日の長野市議会、滝沢真一議員（共産）は代表質問で、後期高齢者医療制度の短期証発行について長野市高齢者福祉課の発行理由と広域連合規則を比較して示し、長野市の発行理由が厳しいこと、また75歳以上が加入する後期高齢者医療制度では短期証を発行すべきではないと質問しました。

これに対し、竹内保健福祉部長は「交付理由の検討が必要」と答弁。これにより、長野市における後期高齢者医療制度の短期証発行に一定の歯止めがかかる可能性があります。

2月、長野地区社保協は高齢者福祉課と懇談を行いました。そのなかで長野市は後期高齢者医療制度で234人に短期証を発行（平成28年度）していることが判明。県内他市町村と比較して多数発行しています。うち1ヶ月証が15人、3ヶ月証が112人、6ヶ月証が107人です。県内の他市町村に比べて発行数が多く、また1ヶ月、3ヶ月の「超」短期保険証を発行していました。

長野県後期高齢者医療広域連合規則 第16条
一般証の交付（抜粋）

納付相談・指導において取り決めた保険料の納付の約束を誠意を持って履行し、滞納額が減少したとき

規則に照らすと、3ヶ月証・6ヶ月証の理由は短期証発行にはあたらないはず

長野市 後期高齢者医療制度 短期証発行理由

全般	滞納のある被保険者に対し、短期証の交付により納付相談及び指導の機会を増やし滞納額の縮減を図っている。
1ヶ月証	分納の約束不履行。完納の見込がたない。滞納金額が年額以上等。
3ヶ月証	滞納額、支払い能力による。完納に前向きな人。
6ヶ月証	分納計画をほぼ守っている。完納の見通しがある。滞納額、支払い能力による。
留置き	折衝が図れない。（連絡がない、取れない）

生活保護引き下げ中止について国に意見書を求める請願

長野市議会福祉環境委員会で不採択 ※提出者 長野生健会

3月14日の福祉環境委員会にて。賛成（共産2、改革ネット2）が4名いたものの、不採択となりました。討論では松井議員（公明）が「今回の改定は公平性の確保のため」とし「引き下げありきではない」と反対意見を表明。しかし2018年10月からとされている今回の生活保護基準の引き下げは、「最大13.7%の削減を厚労省が言い出し、世論の反発を受けて最大5%の削減に急きょ変更しましたが、5%の根拠は何もありません。長野市の2級地の生活扶助費の経過をみると、前回の5年前から急激に削減されて、28年も前の水準に逆戻りです。母子加算は2割削減によって過去最低」（長野生健会ニュース）です。